

第1章 計画策定の背景と目的

1 障がい者福祉に関する動向

(1) 国の動向

① 措置制度から支援費制度へ

平成12年6月の社会福祉基礎構造改革を受け、障がい者福祉にかかわるサービスは行政がサービス内容を決定する措置制度から障がい者本人が利用を選択する仕組みへと変わり、平成15年4月には主体的にサービスを選択し、利用契約を行う支援費制度へ移行しました。

② 発達障害者支援法の施行

平成17年4月には発達障害者支援法が施行され、発達障がいに対する理解の促進、発達障がい者支援の普及・向上に関する総合的な支援が進められています。

③ 障害者自立支援法の施行

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に移行しました。主な特徴として、①障がい福祉サービスの一元化、②市町村が実施主体、③利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、④就労支援の強化、⑤手続き・基準の透明化、明確化などが盛り込まれた制度の構築が図られました。

④ 特別支援教育

障がい児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する特別支援教育が平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校で障がい児支援の充実が図られています。

⑤ 障害者基本法の改正

平成23年8月の障害者基本法の改正において、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現や障害者権利条約における*合理的配慮の概念が盛り込まれました。

* 合理的配慮とは

障がい者の権利の確保のために必要な調整であり、過度な負担までは課さないものをいいます。

⑥ 児童福祉法の改正

平成24年4月には、障害者自立支援法と児童福祉法に分かれていた障がい児の支援体制を一元化する改正がなされ、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

⑦ 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする障害者虐待防止法が施行されました。

⑧ 障害者総合支援法の施行

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう福祉の増進や地域社会における共生の実現を図ることを目的に、従来の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする障害者総合支援法が平成25年4月から順次施行されました。

⑨ 公職選挙法等の一部改正

平成25年6月には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が施行されました。

⑩ 障害者差別解消法の制定

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に成立しました。

⑪ 精神保健福祉法の改正

平成26年4月には精神保健福祉法が改正され、これまで医療保護入院の際に課されていた「保護義務者」の責任を軽減し、入院に関する同意のみに改められました。また、病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化されました。

以上のように、障がいのある人を取り巻く環境が大きな転換期を迎えているところから、国の制度や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、実効性の高い計画を策定し、計画に基づく施策の展開が極めて重要となっています。

(2) 燕市における経過

障がいのある人の福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、本市では平成19年3月に障害者基本計画を踏まえた「燕市障がい者基本計画（平成19年度～平成23年度）」と「燕市障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）」を策定しました。

平成20年度には「燕市障がい福祉計画」を見直し、新たに、「第2期燕市障がい福祉計画（平成21年度～平成23年度）」を策定しました。

平成23年度には「燕市障がい者基本計画・第2期燕市障がい福祉計画」を見直し、「燕市障がい者基本計画・第3期燕市障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）」を策定し、誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくりに努めてきました。

こうした計画の実現を図るため、平成24年度に燕市障がい者自立支援協議会設置要綱の一部改正を行うとともに、燕市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）が本市の障がい福祉に関するシステムの中核的機関として機能するよう、運営方針を定めて取り組んでまいりました。

重点的な取り組みとしては、相談支援専門部会と下部組織としてワーキンググループを設置し、地域の相談支援事業所を中心に課題の発掘と解決策（案）をまとめ、燕市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）の設置をはじめとした相談支援体制の機能強化について自立支援協議会に報告を行いました。

自立支援協議会をはじめとした各関係機関との協議の結果、平成26年4月に「基幹相談支援センター」が社会福祉課内に設置されました。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」が施行されたことを契機に、自立支援協議会の就労支援専門部会での検討、報告を基に、平成26年4月に「燕市における障害者就労施設等からの物品調達方針」を策定しています。

2 計画策定の目的

平成23年度に策定した「燕市障がい者基本計画・第3期燕市障がい福祉計画」においては、*ノーマライゼーション、*リハビリテーションの理念のもと計画の推進を図ってきました。

この計画が平成26年度に計画期間が終了となるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証するとともに、国の動向等を的確に反映させるため、新たに「燕市障がい者基本計画・第4期燕市障がい福祉計画（平成27年度～29年度）」を一体的に策定することにより、燕市の障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的とします。

*ノーマライゼーションとは

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

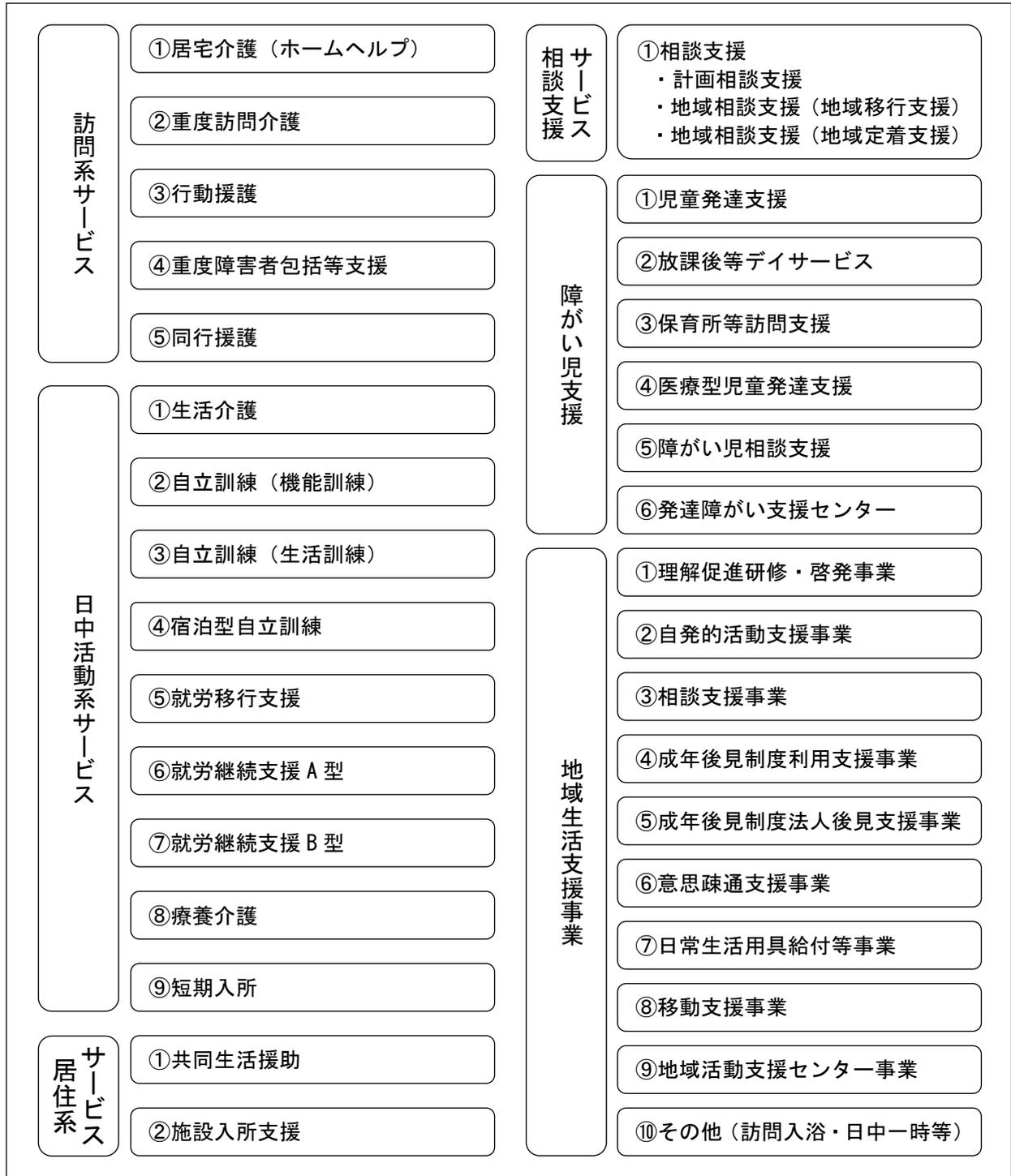
*リハビリテーションとは

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者の年齢のすべての段階において、自立と社会参加を目指すとの考え方。

(1) サービスの体系

サービスは、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて提供するサービスと、市町村の創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

[障害者総合支援法に基づくサービス体系]



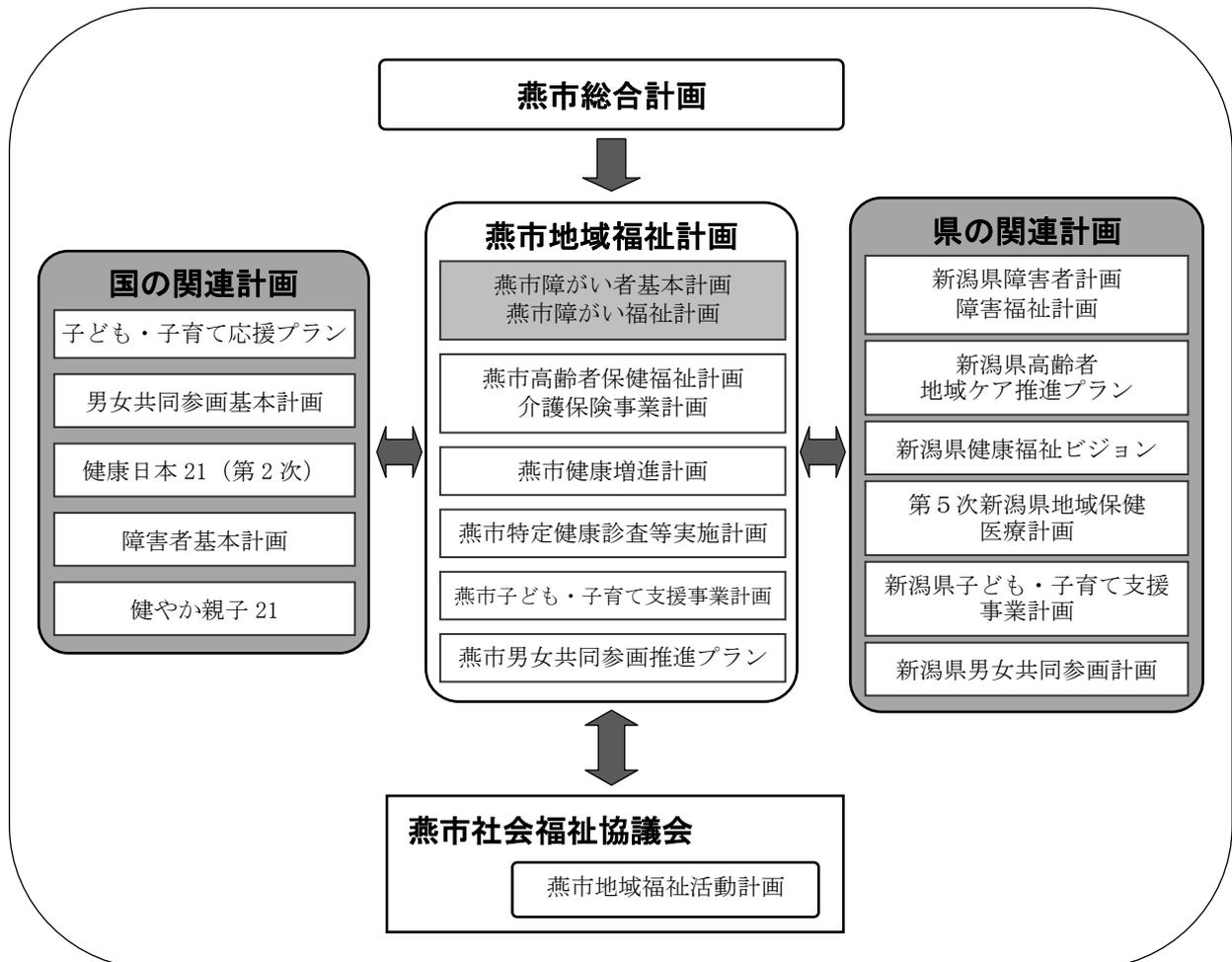
※注 平成25年4月から障害者総合支援法

3 計画の位置づけ

「燕市障がい者基本計画」は障害者基本法第11条第3項に基づく計画で、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画であり、一方、「第4期燕市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく計画で障がい福祉サービスの提供に関する具体的な方策などを示す実施計画となります。

なお、本計画は、上位計画にあたる「燕市総合計画」をはじめ、「燕市地域福祉計画（燕ささえあいプラン）」などの関連計画と整合性が図られたものとします。

[主な関連計画との位置づけ]

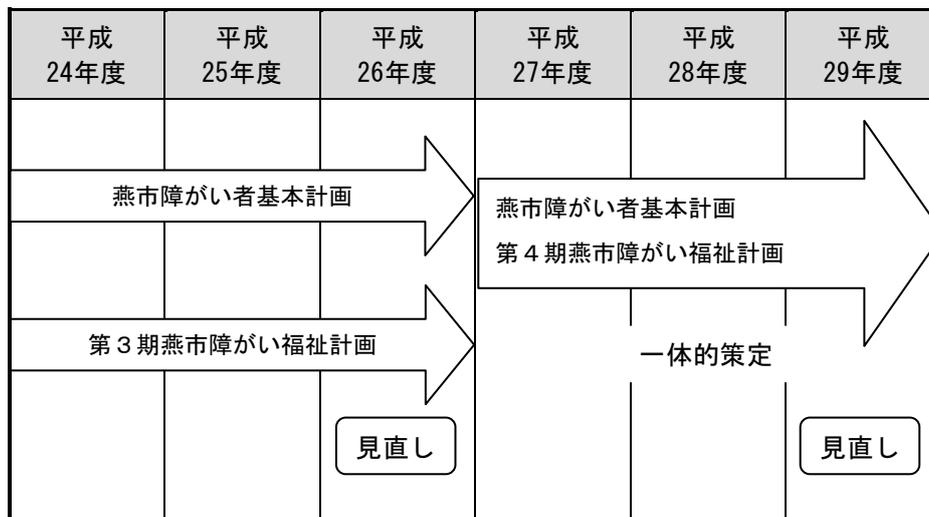


4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

なお、障がい者基本計画については国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、障がい福祉計画と合わせて柔軟に見直しを図っていくものとします。

[燕市障がい者基本計画・障がい福祉計画の計画期間]



5 計画の策定体制

計画の策定にあたり、燕市らしい計画とするために、次に掲げる方法等により、市民、障がい福祉関係者、児童福祉関係者、学識経験者等から幅広く意見を聴取し、地域の現状と課題の把握に努めました。

【市民意見の計画反映】

障がい福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、平成26年9月に「障がい者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

年齢により必要なサービスの違い等を考慮し、「障がい者」と「障がい児」に分けて実施しました。

また、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

【障がい福祉関係者】

福祉施設から一般就労への移行に関する各機関の支援状況を理解し、意見を反映させるため、就労移行支援事業所へのニーズ調査を実施しました。

また、相談支援専門部会で行った各サービス事業所、相談支援事業所の聞き取り調査を参考に福祉関係者の意見集約を行いました。

【入所支援施設・精神科病院】

長期入所者・長期入院者への支援の実態を把握し、地域でどのような支援が必要で、何が不足しているか等を検討するため、燕市民の利用が多い入所施設・精神科病院へのニーズ調査を行いました。

【保育・教育関係者】

療育支援体制の整備に向け、発達に関する各機関の支援状況と課題を把握するため、保育・教育分野の各関係機関へニーズ調査を実施しました。

また、先進地の療育支援体制を検証するとともに、平成26年度で策定をすすめている「燕市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図るよう努めました。

【自立支援協議会】

本計画策定にあたっては、支援の実態を把握している相談支援専門部会が中心となって地域課題の発掘・抽出を行い、障がい福祉関係者、学識経験者、雇用関係者等で構成する自立支援協議会を開催し、課題解決に向けた計画の方向性について、意見を聴取しました。

自立支援協議会では、今後地域の支援体制整備に向けた検討を行うとともに、計画の実効性を高めるために導入するPDCAサイクルの中で、評価する機能を担っていくことになります。